



Title	捨子・「嬰兒殺し」とその背景 : 19世紀フランス大都市の裏面
Author(s)	福本, 逸美
Citation	études françaises. 1985, 20, p. 1-31
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/93669
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

捨子・「嬰兒殺し」とその背景

——19世紀フランス大都市の裏面——

福 本 逸 美

序にかえて

現代のフランスでは、婚姻前の同棲は確実にかつ急速に一般化しつつある。都市部では、法定の結婚ではなく同棲の形式をとるものが40%にのぼる⁽¹⁾。この今日の「同棲」は「ユニオン・リーブル union libre」と呼ばれ、「コンキュービナージュ（内縁）concubinage」とは区別して考えられているようだ。「内縁というのは、その当事者の多くは比較的年齢が高く、かつて婚姻の経験のある者あるいは現在でも結婚している者が、法律上の婚姻の手続を踏まずに共同生活をする場合を指し、内縁の当事者には配偶者を失った者、離婚した者、別居した者などが多い。」これに対し、ユニオン・リーブルというのは、「法律婚と同一視することができる特徴をもっている」。「法律婚に時間的に先行して、当事者間で取りきめられた結婚の一つの形態あるいは法律婚形式をかなり柔軟にしたものとみなされて」いるという⁽²⁾。

1970年代後半、ルーセル教授等が行なった「同棲生活に関する調査」に基づき、『フランスの親子・日本の親子』の著者は、教育程度・職業資格の高い人びとのあいだで同棲が高率を示すこと、田舎よりは都市部に多いこと、信仰状況は多様であるがどちらかというと無宗教の者に同棲経験者が多いこと、などを指摘している。また、当事者の親をはじめ周囲のものの態度も寛大であり、はっきりと反対する親は10%以下で、^{たいせい}大勢は反対ではあっても理解し認めているようだ⁽³⁾。

このユニオン・リーブルは、子どもができたり欲しくなったりすると法定結婚に移行するのが一般的であるが、ごく最近では、新しい動きも見られる。1982年、女性たちの現状調査のためヨーロッパ各国を訪問した槇村久子女史は、子どもが欲しいときでも結婚しない人が増えていると報告している。生まれた子に嫡出・非嫡出という出生上の差別がなされなくなったことが、結婚登録数の減少の第一理由であり、それに経済的判断が加わる。未婚の母・未婚の父のままでいれば、ケースによっては、離婚して子どもを養育している父か母に対するさまざまな手当が適用されるという⁽⁴⁾。

このように、20世紀もあと数年となった現代、フランスでは、結婚・出産についての考えが大きく変化し、同棲・私生児への社会的偏見は激減している。シュルロの述べるように、結婚において長いあいだ保たれていた処女性の価値はもはや失われ、かわって内縁関係や試験結婚が受け入れられ、さらに婚前妊娠が大いに流行しているのだ⁽⁵⁾。ユニオン・リーブルや私生児は、もはや社会的タブーではなくなった。

しかしながら、昔から存在した同棲あるいは内縁関係が「特殊なケースでなくなり、社会階層を問わず広がったのは1968年以後」であって、きわめて新しい現象にすぎない。それ以前は「学生を除けばこうした共同生活の事例は少数で、『パリ式結婚』の支持者であった19世紀末のプロレタリア同様社会の基盤をゆるがすものとみられていた」⁽⁶⁾。「自由結婚」は、長い間、最近まで、否定的なイメージを伴っていたのである。

それでは、現代の自由で柔軟な結婚観・出産への態度に比べ、「理解ある」時代ではなかった19世紀に、そしてとりわけ、工業化と人口集中により急激な変化の波にさらされたパリ等の大都市では、これらの問題はどのような様相を呈していたのであろうか。本稿では、捨子や嬰兒殺し、男女関係そして里子制度などの点から、19世紀大都市の一面を見てゆきたい。

第一節 捨子・墮胎・嬰兒殺し

1) 捨子・「トゥール」

1811年1月19日、「トゥール tour（捨子収容口）」の設置が勅令で義務づけられた。「トゥール」というのは縦軸で回転するようになった円筒で、一方の側があいている。普段は、閉じた側が往来のほうに向いていて、呼鈴がそばに、建物の外部についている。子どもを捨てようとする人はその呼鈴を鳴らせばよいのだ。すぐに軸が回り、円筒のあいたほうの面が出てくるから、そこに赤ん坊を入れる。そうすると再び円筒は回転し、子どもは内部の係員に受取られ、外気にさらされることなく保護してもらえる。子どもの安全と同時に、やむなく(?)子どもを手放さねばならなかった親の秘密も守れるのであった⁽⁷⁾。これらの利点を備えた「トゥール」は、19世紀において、教会の門前などの他のいかなる場所よりも、多くの捨子を迎えることになった。

この仕掛けは、しかしながら、19世紀の産物というわけではない。旧制度下にすでに、ボルドー、ルーアン、ディジョン、モンペリエ、ベジエ、マルセイユ等で、子どもが路上や公共の広場などに放置され、不注意な通行人や他の動物から害を受けるのを防ぐ役割を果していた⁽⁸⁾。一説によると、ミラノに跡を残す784年ごろのものが最も古いといわれる。だが、各区（もしくは各郡）は捨子収容施設を設け、そこに「トゥール」を備え付けること、と法が定めたのは1811年のことなのであった。ところが、人道主義的なこの公的救済手段の普及に対する各自治体の動きは緩慢である。各郡に一つあるべきところを、救済病院が全体に一つという県が17もあった。6つの県は「トゥール」の存在さえ知らなかったし、16の県にはただ一つずつしか設けられていない。首都パリでさえ、1827年にやっと、それに着手した次第であった。その数は、「トゥール」の最盛期となる1830年ごろで、フランス全体に251個だったと記されている。

さて、この「トゥール」の制度誕生以来、非難・抗議の声が高まってい

たのも事実である。捨子を奨励するというのだ。当局もその点を考慮しなかったわけではなく、「トゥール」数の限定と、「トゥール」から遠方の捨子を有料で連れてくる運搬人の禁止により、捨子数を抑えようとした。しかし、多くの悪用・不正行為の機会を提供したことは否めない。最も頻発した不正行為は、乳母として子どもを預ったものが、その子を「トゥール」に捨てて賃金だけは着服するというものであった。生活に困った未婚の母や、正式の夫婦でさえ、他人の子を犠牲にして不当な金銭を得ていた。そうした事情も加わり、捨子は確実に増加している。1815年8.5万人、19年10万人、21年10.6万人、33年13万人である。

当然、施設の財政は逼迫してきた。これら施設の運営費は、1811年の「民生保護（とくに養護施設）l'Assistance publique」誕生以降、国庫負担となる。が、シュヴァリエが示しているように、たとえばパリ市の年間予算中、捨子救済院等の病院への援助金は、七月王政を通じてほぼ一定で、毎年500万フラン台であり、ただ1831年・32年および47年・48年に多少増額されているのみである⁽⁹⁾。したがって、行政当局には出費を抑える対策が必要となった。その策の対象とされたのは、一時的に子どもを預けのちにひき取りに来ようとする親たちである。預けた場所から非常に遠距離のところへ子どもを移し二度と逢えなくするという処置が採られることになり、その結果、1834年から37年にかけて、42の県の心ある親たちは、子どもに危険な旅をさせたり、逢えなくなることに耐えられず、子どもを引き取ったのであった。この処置ゆえ、捨子を思いとどまるものもいたと考えられ、捨子数は、こうして、1838年には96,624人、45年には96,788人と、それ以前に比べ減少はした。

しかし、「トゥール」への攻撃は依然弱まっていない。親の匿名の行為を公然と許すもので、捨子を煽動し悪を助長するからだ。48年11月、「トゥール」は廃止され、代わって受付事務所 (bureau d'admission) が置かれた。そこでは、子どもを連れてきた者にさまざまな質問が行なわれ、母親に対

しては月々の援助をするから子どもを手元で育てるようにと説得もされた。その援助金は、1年目で月額3～15フラン、3年目で2～10フランである。これは施設側が雇う乳母の費用より安く、財政緊縮策なのであった。と同時に、里親の家までの長旅の危険から子どもを守り、母乳で育てることで、当時高かった乳幼児死亡率の低下をも目指していたのである。だが、この新制度ははかばかしくなかったらしく、1849～50年に「トゥール」は復活する。最終的に廃止が決定されたのは1860年で、同年実施された調査以後には、フランス全体で5個の「トゥール」(マルセイユ、エヴルー、ブレスト、パリ、ルーアン)が残るだけとなり、収容病院数も168になった(1811年には291あった)。

しかしながら、捨子抑制を目指した「トゥール」廃止は、他方で嬰兒殺しや墮胎の急増を招き、新たに議論を巻き起すことになる。そして、「トゥール」復活運動が再燃し、医師などが上院に請願書を提出したりもした。が、ついに「トゥール」の再開は実現しなかったのである⁽¹⁰⁾。

「トゥール」を経て、あるいは教会の門前などから回されてきて、捨子救済施設に収容された子どもたちのその後についてはのちに見ることとし、嬰兒殺しや墮胎はどうであったか、その概要を次に示すことにしよう。

2) 嬰兒殺し・墮胎

捨子もそうだが、墮胎や嬰兒殺しも古くからたえず繰返されてきた。旧制度下の嬰兒殺しについて、アリエスは、「17世紀末葉にいたるまで大目に見られていた」現象だという。「嬰兒殺しはきびしく罰される犯罪であった。しかしながら、この犯罪は秘密裡に行なわれ、たぶんかなり普通にみられたのであり、事故の形をとって偽装されていたのである。子供は両親の寝ている寝台のなかでごく当然に生じうる事故として窒息して死んだのである。」⁽¹¹⁾生まれた子をすぐ殺した場合、そこにいるのが母親一人だとすれば、死産かあるいは殺人かを事後に見極めるのは至難であった。

それでも、旧制度下には、嬰兒殺しや墮胎を未然に防ごうとする策がな

いわけではなかったようだ。妊娠届出制である。妊娠や出産を隠したり、洗礼を受けさせずに子どもを死亡させた女性はすべて死刑と決定され、妊娠の届出が義務づけられた。届出方法には地方差があったが、パリでは、妊娠報告は警察署長に対してなされ登録簿に記載されるのであった。しかし、すべての女性が正直に規則に従うわけではありえず、当局は、既婚女性・独身女性を問わず、定期的に巡回させ、妊娠事実の有無や妊娠後の異常な変化の有無を調査させていた。好奇心旺盛な市民に何がしかの金銭を与え近隣の状況を報告させる所もあった。ナンシーでは、酒場や宿屋などの経営者に対し、素姓の知れない妊婦を店内に入れてはならず、警察に知らせるよう通達している。しかしながら、同様なお触れが繰返し出されている事実は、それらもあまり効果がなかったことを証拠づけるものであった⁽¹²⁾。

さて、19世紀になっても、嬰兒殺しの罪の判定に伴う困難が解消されたわけではない。シュヴァリエは、実数をつかむことは不可能だが、19世紀前半のパリでは、人口の急増との関係で、数々の犯罪同様、嬰兒殺しも確かに、そして民衆地区や社会の下層部分において特に増加していると述べている⁽¹³⁾。民衆の子どもの死亡率の高さを示す際、シュヴァリエは、「パ

表 I 出産1000に対する死産数 (パリ市およびセーヌ県)

年	死産数	年	死産数
1817-1820	53	1856-1860	72
1821-1825	51	1861-1865	72
1826-1830	53	1866-1870	75
1831-1835	58	1871-1875	74
1836-1840	61	1876-1880	68
1841-1845	65	1881-1885	74
1846-1850	64	1886-1890	69
1851-1855	67	1891-1895	82

出所：L. Chevalier, *Classes laborieuses...* op. cit., p. 414.
(*Les Recherches statistiques sur la Ville de Paris et le département de la Seine* に依拠。)

リ市およびセーヌ県についての統計調査」から、死産率の統計数字も紹介している(表I)。これを見れば、19世紀を通じたえず上昇しているのが一目瞭然であるし、シュヴァリエの注によると、これはフランス全体また外国に比較してかなり高かったようである。許されない妊娠をしパリの雑踏の中に身を隠しにくる地方女性たちも多かった。大都会のもつ、こうした「引力」のようなさまざまな事情を考慮に入れても、この多数の「死産」は、一部あるいはかなりの部分に、「偽装された嬰兒殺し」を含んでいたと考えられるのではないだろうか。

嬰兒殺しに対する罰則は、1810年刑法第302条では、その罪を犯した母親を死刑に処す、となっている。だが、1824年の判例以降、情状酌量をもって処理される件数が増加し、68年には犯罪者の半分は無罪放免、残りは5,6年の禁錮重労働の判決を下された⁽¹⁴⁾。

20世紀初期には、嬰兒殺しはもはや散発的な犯罪ではなく、一つの立派な「産業」だといわれるまでになる。養育という名目で新聞広告を出し、代金とひきかえに子どもを殺すものたちがいた⁽¹⁵⁾。

他方で、この世に生まれ出る前に子どもを抹殺する墮胎も行なわれていた。どちらかという、嬰兒殺しは田舎に、墮胎は都市部に多かったという⁽¹⁶⁾。墮胎を選ぶには、その手段はいうまでもなく、受胎妊娠のメカニズムについてのより豊富な知識を得る条件や環境が必要だったのである。多くの場合、産婆がその手助けをした。旧制度下で、代金を払うことのできない女性は自分の手に頼るしかなく、針などの鋭利なものを突き刺し、そうして自らの生命まで失う女性は少なくなかった⁽¹⁷⁾。また、怪しげな薬も使用された。20世紀になっても、一見まじめだが実は墮胎を引受けようという産婆の広告が新聞に相変らず載っていたし、貧しい女性向けの墮胎専門屋《faiseurs d'anges》も多数いて、広告を出す余裕のない彼らは口コミで客を集めていた⁽¹⁸⁾。したがって、19世紀も事情に変わりはないと推測できる。しかし、秘密裡になされる行為である以上、墮胎の確かな件数を知

ることは不可能であった。「1831年から1880年に墮胎で起訴された件数は1032にのぼるが、この数字は実際の犯罪数を示すにはほど遠い」と、『刑事裁判一般報告』は当時の状況を伝えている⁽¹⁹⁾。

嬰兒殺しや墮胎が、子どもの生命だけでなく、最悪の場合、母親の命をも奪ったことから、捨子がまだしも寛大に見られ、さらには必要悪とも考えられ、「トゥール」の支持や復活の声があがっていたことは無理もなかったかもしれない。

次節では、これらの罪を犯さねばならない人びとをうみ出していた19世紀の状況を考察してみたい。

第二節 「犯罪」の背景

1) 民衆生活の一般的状況

シュヴァリエは、工業の発達およびそれに伴う人口の急増がパリを犯罪都市にしたという。人口の量的変化のみではなく、質的な変化も重要であることは言うまでもない。19世紀を通じてのパリの急速な膨脹⁽²⁰⁾は、年齢構造からいえば、労働可能年齢つまり20～60歳を中心としていた。こうして、「パリは老人と子どもの少ない成人の街」⁽²¹⁾となる。これは、裕福な者たちの移住もないわけではないが、大部分が、都会に職を求めてやってくる地方出身の貧しい労働者の流入に基因していた。それゆえ、社会階層的には、下層部分の構成人員が急増したのである。とともに、1833年、全体の約50%を占めていた生粋のパリ人が、60年代には1/3に減少するという事態を招いた⁽²²⁾。

これらの地方出身労働者、および、労働市場で彼らの競争を受けなければならなかったパリ生れの労働者たちの生活の悲惨さは、それを扱った社会主義者や歴史家・作家などの多数の著書から、周知のところとなっている。

表Ⅱ パリの貧民宿住人数と増加状況

年	貧民宿住人数	増加の割合	パリ人口の増加の割合	男性住人数	女性住人数
1831	23,150 ^人	%	%	人	人
1836	34,905	50.8	10.25	29,742	5,164
1841	40,304	15.5	8.06	33,578	6,726
1846	50,007	24.1	12.56	41,580	8,427
1851	47,216	-5.6	-0.06	37,410	9,803

出所：L. Chevalier, *Classes laborieuses...* op. cit., p. 275.

当時、パリ社会の下層部分で生きる人たちの一つの避難場所となっていたのは、「オテル・ガルニ hôtel garni」つまり貧民宿であった。出稼ぎ石工ナドは、七月王政下、オテル・ド・ヴィル街区の一貧民宿を住処とする。彼の部屋には「6つのベッドに12人の住人、部屋の中で人が通れるところは50センチの幅しかなかった。この貧民宿の全部の住人60人に対して便所は一つ、それがこの部屋についていた」。こうして、宿代は1カ月6フランですんだのである⁽²³⁾。シュヴァリエは、貧民宿に身を寄せるのは偶然にすぎないと見ているが、それでも貧民宿人口は明らかに、しかもパリの人口全体の増加率をはるかに上回る勢いで増えている(表Ⅱ)。とりわけ、地方出身の男性を多く受入れていた。

貧民宿とまで行かずとも、労働者たちのふつうの住居も、そのひどさにかけては劣っていない。19世紀中葉の労働者家族は、収入の10～15%のみを家賃に充当できるだけで、住居といっても狭くてただ四方を壁に囲まれ雨露をかりうじてしのげるだけのものであり、時には二家族が同居することもあった⁽²⁴⁾。19世紀前半に特に著しかった人口流入と、世紀後半にはオスマンの事業の影響も加わって、労働者の住宅事情は目に見えて悪化し、家賃は大幅に上昇したからである。家賃の上昇率は70～100%であった。二、三の例をあげると、サン・マルタン通りの一部屋は1846年の年間家賃160フランから66年の400フランへ、ポリヴォー通りでは同時期80フランから160フランに、グレゴワール・ド・トゥール通りの小部屋が付いた一部屋

は100フランから260フランになっている。パリで赤貧者向け住宅の家賃は、1856年に平均113.45フランだったが、66年には141.27フランと、これも上昇した⁽²⁵⁾。

家具は必要最低限の、しかも半ば破損しかけたものであり、衣類についても、仕事着兼普段着の着替えさえあるかなしの状態であった。それでも晴れ着は一応あるのが普通なのだが、日曜や祭日、改まった時以外は、公営質屋 (le Mont-de-Piété) がその衣裳ダンスの役目を果していたことが、19世紀のル・プレ等の調査からうかがえる⁽²⁶⁾。

家族は一日の大半を仕事場で過ごし、家は寝に帰るだけのものであり、狭い空間に多人数が雑居するのでは、心安まる所とはならなかった。「住居は通過場所でしかなく、平穏な家族の幸福を守る場ではなかった」⁽²⁷⁾のである。こうして、あちこちに増加しつつあった居酒屋が彼らの第二の家となった。酒は労働力の回復のためばかりでなく、現実からの逃避の場となった⁽²⁸⁾。

アルコールへの依存、狭い住居、そこから生じるモラルの低下は、売春・同棲ひいては近親相姦などの引金になりはしなかっただろうか。そして、出来た子は、前節に述べたような方法で抹殺されたかもしれない。また、妻の働きも欠くことのできなかつた労働者家庭に子どもが生まれれば、託児所の設備はあまり整っていない⁽²⁹⁾、他方、兄姉は幼いときから工場へ働きに行き、祖父母も長年の重労働ゆえに早く亡くなっているとなれば、快適とはいえない部屋に赤ん坊ひとり残されるしかなかった。これは一種の嬰兒殺しにつながりかねなかっただろう。以上のように、労働者の生活環境には、乳幼児にとって不利な条件が溢れていたのである。

次に、これら労働者たちの結婚や同棲に対する意識や実状はどうであったか、概観してみよう。

2) 労働者における結婚と内縁関係

ここでは、M. フレの研究「パリの民衆階級における結婚と内縁について」

て」⁽³⁰⁾に依拠し、論を進めて行く。

18世紀後半にもすでに、特に都市民衆において内縁関係が目立つようになり、私生児のひとつの源泉となっていた。労働者の経済的理由や、仕事を求めてのひんばんな移動からくるデラシネ的性質などによるものであった。19世紀についても、フレジエやシュヴァリエなどは、労働者階級での内縁関係の多さを指摘し、後者は、「内縁関係は単に多数の労働者の事実であるというだけではなく、労働者的習慣であり」、「労働者文化の一形態である」とまで述べている⁽³¹⁾。

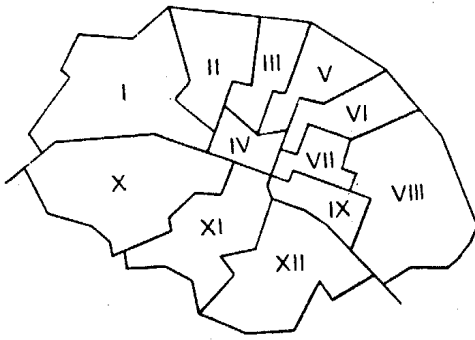
フレは、珍しい数量的資料をとりあげ、こうした説を検討してゆく。最初の資料は、サン・フランソワ・レジ会 (la Société de Saint-François Régis) の活動記録である。1826年創設のこの会は、貧者たちに内縁関係をやめさせ、私生児の認知を促し、宗教にたちもどらせることを目的とした。同会が15年間の活動で出逢った8588組の内縁の夫婦（うちパリは7165組）についてさまざまな調査が行なわれている。

まず、内縁の持続期間は、1年未満21.8%、1～3年23.87%、3～6年20.25%、6年以上34.12%であることから、フレは、安定度はかなり高いことに注目し、売春や遊びに近い一時的で不安定な内縁との区別は必要だとしながらも、貧しい人々における内縁関係の事実の存在を認めている。これらのカップルの職業身分は以下のようなものである。男性側8588人については、

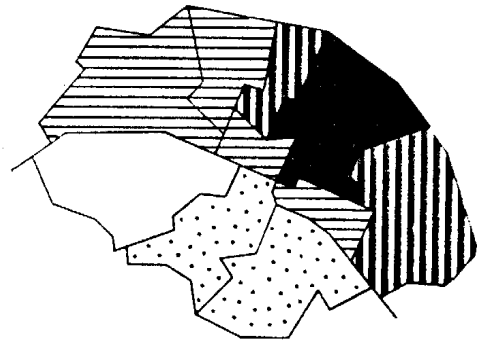
- ① 《労働者》64.44%（火や水、斧、鶴嘴などを使用する重労働26.70%、道具使用のすわり作業27.26%、工場内労働10.48%）
- ② パリの細民（召使、日雇、水運搬人、行商の物売りなど）27.2%
- ③ その他（赤貧者、絵かき・教師・代書人など中間層のもの、さらに軍人や医師など）。

一方、女性の側は統計が簡略すぎる（無職8.46%、重労働13.72%、すわり作業77.84%）が、フレは90%強を労働者としている⁽³²⁾。以上、同会が扱

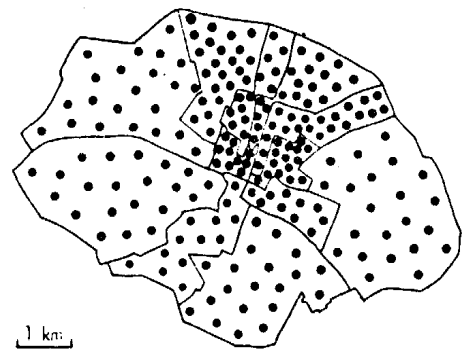
〔I-1〕 1846年のパリの区



〔I-4〕 既婚者（男女とも）1846年
423,187人

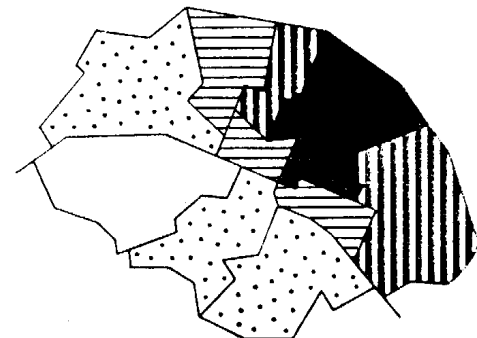


〔I-2〕 1846年の人口分布
1,053,897人

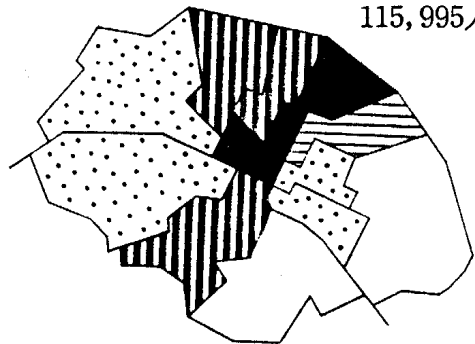


・ 5,000人

〔I-5〕 男女労働者（1847年）
342,530人



〔I-3〕 内縁関係者（男女とも）1846年
115,995人



出所：M. Frey, op. cit., 綴込みページ。

図	3	4	5
	73.3- 74.9	364	149.3
	96.8- 105.3	373- 383	177.6- 240.4
	116.8	390- 400	288.6- 349.5
	130- 136.9	409- 418	388.1- 436.8
	148.5- 155.1	429- 438	472.6- 555
	1000人当りの人数		
パリの 平 均	111	401	325

図I 結婚・内縁関係その他の分布状況（1846-1847年パリ）

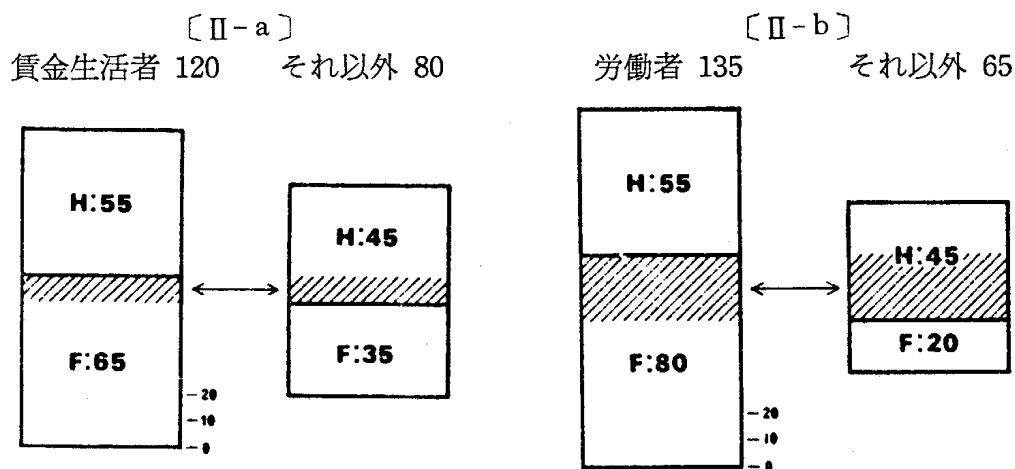
ったケースでは、男性の2/3（細民も加えればもっと多くなる——筆者）、女性の9/10が労働者であり、これで見るかぎり、シュヴァリエの主張する「労働者的内縁」の存在は確かである。しかし、同会の主な対象が貧者であったという点で、この結果はパリの人口全体の構成に比し普遍的とはいえない

いと考えたフレは、さらに検討を重ねる。『パリ市統計調査（1821—60年）』の結婚・私生・内縁関係に関する人口学的データ、および1847—48年のパリ商業会議所実施の大調査から得られた、19世紀前半の社会的職業別データがその素材となった。

これらの資料を駆使してフレが分析をすすめているなかで、特に興味深いのは、一般人口・内縁関係当事者・既婚者・娼婦・召使・労働者・女性人口・男女比の不均衡・貧民宿の住人、のそれぞれについて、区ごとの分布状態を、数字と図で表していることである。その結果に基づき、フレは、結婚の状況は空間的にはほぼ差はないとし、一方、内縁関係はひらきが大きく、最大の差は2倍になるという。特に、内縁関係者の多いのは南北の軸つまり2～5区と11区である(図I-3)。図Iの2, 3より、内縁関係と人口に相関関係があるのは見てとれるが、それにもまして重要なのは、内縁関係分布図と労働者人口分布図が何の共通点も示していないのに反し、既婚者の分布図と労働者人口のそれが完全に一致しているという点である(図I-3, 4, 5)⁽³³⁾。労働者でないものが多い地区では既婚者数も減り、それゆえ、一般の考え方とは異なり、労働者は他の社会階級の人びとよりよく結婚するとフレは指摘する。他方、結婚4に対し1、と数としては

図II 内縁関係者の、労働者・非労働者の割合⁽³⁴⁾

(男女をそれぞれ100とする)



多い内縁関係だが、それへの態度は階級間で大差がないという。つまり、民衆以外にも内縁関係にある者は少なくなく、内縁が必ずしも労働者階級の特徴ではないとするのがフレの説である。ただし、少なくとも男子労働者については、である。というのは、内縁への態度を男女別に見たばあい、男性は労働者・非労働者間ではほとんどかわりがないが、女性については、後にも示すように、内縁関係にある労働者は、同じ非労働者の2～4倍になるからである。女子労働者が内縁関係に傾きやすいことは、先のサン・フランソワ・レジ会の調査にもすでに現れていた。平凡な結婚への強い願望を持ちながらも、それを実現する条件がしばしば彼女たちには欠けていたのだ。

以上のことから、フレは、内縁関係の三つの型を区別して考える。ひとつは、最も一般的な労働者同志の内縁、次に、それ以外の同一階級所属者同志の内縁、最後に、女子労働者とブルジョア男性等の異階級間の内縁である。図Ⅱ-a・bは、内縁関係にある男性・女性をそれぞれ100とし、フレが二つの方法により⁽³⁴⁾、労働者・非労働者別の割合を計算して構成したものである。フレ自身認めるように、いずれの場合にも不確かさが残るのはやむをえないとしても、三つの型の存在とそれぞれの相対的割合は理解できよう。図の斜線部分が、われわれにとって重要となる第三の型つまり異階級間の内縁であり、フレによれば、全体の10～25%となる。

さて、サン・フランソワ・レジ会の世話を受けたカップルのうち、 $\frac{1}{4}$ のみが正式の結婚に移行しなかった——逆にいえば、大部分は法定の結婚に踏み切ったのであり、前述した労働者における結婚傾向の高さとあわせて考えると、彼らにとって、内縁と結婚は大きく異なる二つの現実ではないことがわかる。両者は、フレのいうように、互いに矛盾するものでなく、連続したものであった⁽³⁵⁾。孤独からか愛情からか、あるいは経済的理由からか、一緒に暮らすことが問題だったのである。

以上、フレの研究から、確かに労働者に内縁関係は多いがそれは単に結

表Ⅲ 全出産数と私生児数、全体に占める私生児の割合（パリ）

(年)	出 産 数	私 生 児 数	%	
1817~1821 :	1817	23,750	9,047	38.1
	1818	23,067	8,089	35.1
	1819	24,352	8,641	35.5
	1820	24,858	8,870	35.7
	1821	25,156	8,176	36.5
1827~1832 :	1827	29,806	10,392	34.9
	1828	29,601	10,475	35.4
	1829	28,521	9,953	34.9
	1830	28,587	10,007	35.0
	1831	29,530	10,378	35.1
	1832	26,283	9,237	35.1
1837~1846 :	1837	29,192	9,578	32.8
	1838	29,743	9,289	31.2
	1839	30,380	9,471	31.2
	1840	30,213	9,650	31.9
	1841	29,923	9,830	32.8
	1842	31,304	10,286	32.8
	1843	30,616	10,097	33.0
	1844	31,956	10,430	32.6
	1845	32,905	10,626	32.3
	1846	33,387	10,695	32.0

出所：L. Chevalier, *Classes laborieuses...* op. cit., p. 383.

婚への前段階にすぎないこと、また、こうした関係が必ずしも労働者のみの現象ではないこと、しかし一方で、女子労働者の内縁への傾向は非常に高かったことがわかった。異階級間の結婚が忌避されていた時代に、（それゆえにか？）民衆女性とブルジョア男性との内縁が多々あったということは無視できない。妊娠・出産などに際し、最も困難な問題をうみ出したのはこの部分においてだと、容易に推察しうるからである。

結婚と内縁について考察してきたが、最後に、私生児の問題にふれておこう。どのようなカップルあるいは母親 (fille mère) から生まれたものであれ、七月王政下のパリでは、全新生児中を私生児が占めていた(表Ⅲ)。

60年代には25～28％となるが、地方の7～8％⁽³⁶⁾に比べると、パリの特異性は歴然としている。

3) 婚外関係の需要者と供給者

民衆においては、正式に結婚する手段を持たないものは、独身が続けたりあるいは内縁関係にはいたりしたが、決して結婚と内縁を異次元のものとしているのではなかった。より裕福な階級では、この点で大きく異なってくる。

ブルジョアの結婚は、一生の重大事件であった。愛情による当事者同志の結びつきというより、二つの家同志の結婚であった。それは、社会的地位の獲得または強化の一手段であり、子孫に残すべき財産の問題が重要となる機会であった⁽³⁷⁾。残すべき地位も財産も無きに等しい民衆とは違うのである。いきおい、ブルジョアにおいては、数々の制約に拘束されつつ最良の伴侶を求めての晩婚が一般的となる。一方、これほど大事な結婚であるから、ブルジョアの娘の純潔は絶対に守られるべきものであった。そして夫婦となっても、女性は性生活で慎みを保つことを要求された。夫婦の性生活の目的は、家にとって重要な財産の一つとなる子どもをつくることだけだったのである。公的生活は夫のものとなり家の中に閉じこめられてしまった19世紀のブルジョアの妻の領域は、子どもの教育・家庭・家族そして「有益な気晴し」としての慈善活動だけに限られ⁽³⁸⁾、彼女たちは、以後、階級の名誉を守るべく、礼節とモラルの番人となってゆく。こうして、19世紀半ばは「あらゆる性的不道徳と放縦が断固として」、少くとも外面的には、「拒否された時代であった。男性もこの風潮には無条件で従わざるを得なかった」のである⁽³⁹⁾。晩婚ゆえの欲求不満、慎み深い夫婦生活、それに加え、財産均分相続に対処するためにますます広まってゆく産児制限や、いわば政略結婚ゆえの愛情の飢えといった家庭生活での不満が、裕福な家庭の若者や夫たちを結婚以外の関係に走らせていたといえる。

最も簡単な不満解消法は、金で買う愛情つまり娼婦との交渉であった。

娼婦という種族は怖れられてはいたが、一方で、社会全体のモラル維持のためには完全に廃止してしまえない、一種の「必要悪」と考えられていたところがある。それゆえ、登録させ管理下に置くという容認の形がとられた。登録して娼館 (maison de tolérance) に住む娼婦 (fille de maison) と、登録はするが独立して商売を営む娼婦 (fille en carte) の二種類の公娼があった。当然、無登録の娼婦 (私娼) もいたことはいうまでもない。

娼館は、パリでは七月王政初期に最高数に達したあと、年とともに減少の一途をたどり、1856年以後にはそこで働く娼婦の数にも影響を与え始める。逆に、独立営業の娼婦が増加していった。他の大都市でも同じ状況である⁽⁴⁰⁾。19世紀後半になると、一般的富裕化に伴い客層に幅が生じ、客の側の趣味や要求が多様化したのだと コルバン は考える⁽⁴¹⁾。娼婦という型通りの冒険以外に、より自由な独立営業の娼婦へ、そして素人の娘へと、刺激を求めたのである。コルバンによれば、非合法であり、その数を知ることのできない無登録娼婦のほうが公娼よりはるかに多かった。第二帝政社会を彩っていたドゥミ・モンデーヌやファム・ギャラントたちは、その最高のランクに位置する。他方、女性を囲うことも流行し、「夫婦ごっこ」の相手をする妾や、うるさい妻に疲れた熟年紳士の慰めとなるファム・ダタント (femme d'attente) という愛人などもいた。ブルジョアに囲われるのは、多くは、下着製造女工・お針子・洗濯女・造花女工等の、生活能力の充分でない貧しい女子労働者であった。ここに、ブルジョア男性側の要求と、それを受入れる女子労働者たちの状況との一致点が見い出される。今世紀においてさえなお、企業内に女子従業員に対する「初夜権 (droit de cuisse)」がさまざまな形で存在し、欧州議会に「初夜権粉碎決議案」が提出されたというくらいだから⁽⁴²⁾、19世紀にはもっと一般的な習慣だったろう。男女間の大きな賃金格差、工場への機械導入から生じた子ども労働者との競争などで、ただでさえ生活にも事欠くほど微々たる賃金しかもらえず、経済的な依存を余儀なくされていたうえに、雇用者の要求を拒んで職

を失う勇気のある女性はどうだけいたろうか。女工だけでなく、デパート等大型店舗の出現によって大量にうみ出された女店員も同じ状況に置かれていたことは、ゾラの小説でも描かれている⁽⁴³⁾。こうして、《雇用者——女子労働者（従業員）》の組合せが、異階級間の婚外関係の多くを占めていたと考えられる。

これに劣らず重要な、もうひとつの組合せは、《主人（あるいはその息子）——女中》であった。女中はブルジョア生活のシンボルとなっていたばかりか、女中を便利なおかかえ娼婦と見ている主人や、息子のために雇う母親がいて、「ブルジョアのイメージのなかでは、女中と娼婦は同じ一個の人間でしかないことがしばしばであった」という⁽⁴⁴⁾。ブルジョアの住宅構造の変化で、召使用の部屋が並ぶ「7階 le sixième étage」が出現し、家庭生活から切り離されたことも、秘密の関係に便宜をそえることになった。才能もなく職業教育も受けていない女性にとって、ひとり生きてゆく方法は、女中か娼婦のいずれかになるしかなく、「誘惑→遺棄→貧困→売春」という運命の鎖から逃れることは容易でなかったとマルタン＝フュジェは説いている⁽⁴⁵⁾。

先のフレの研究で見たように、表面に現れた異階級間の内縁でさえかなりあったのだから、一時的であったり陰の関係のまま消滅してしまうことがしばしばの、今述べたケースはさらに多かっただろうことは想像に難くない。女子従業員にしろ女中にしろ、男たちにとって用がなくなったり、子どもができたりすれば、もはや、16世紀の貴族階級でのように私生児は家の裕福さ・身分の象徴ではないのだから⁽⁴⁶⁾、捨てられるのは当然の成行きであり、あとは娼婦への転落が待つだけであった。このことは、売春を始めた理由や、娼婦に占める元女子労働者、元女中の割合の高さに顕著に現れている。パラン＝デュシャトレが七月王政下に実施したパリの売春実態調査⁽⁴⁷⁾で、売春に身を委ねた決定的原因と娼婦数を示した表がここにある（表Ⅳ）。貧困による者や家（親）のないものが半数を占めるのと並んで、主

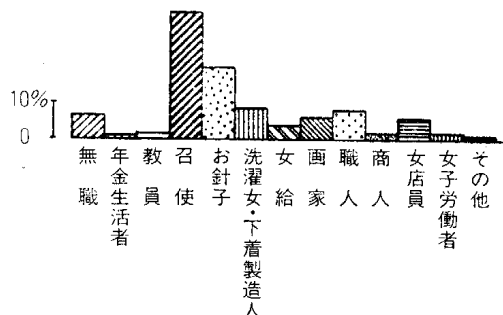
表Ⅳ 娼婦5,183人の売春を始めた決定的原因（19世紀前半）

決 定 的 原 因	出 生 地 別 人 数					
	パ リ	県庁所在地	郡	田 舎	外 国	合 計
貧困のため	570	405	182	222	62	1,441
家から追い出されたり、孤児・捨て子であったため	647	201	157	211	39	1,255
からだの悪い老親を扶養するため	37	0	0	0	0	37
両親を亡くした後、長女として弟妹（おい・めい）を育てるため	29	0	0	0	0	29
未亡人あるいは夫に捨てられた女性で、大家族を扶養するため	23	0	0	0	0	23
パリに逃げてきた地方女性で、生活のため	0	187	29	64	0	280
愛人にパリへ連れてこられ捨てられたため	0	185	75	97	47	404
女中で、主人に誘惑され捨てられたため	123	97	29	40	0	289
内縁関係ののち、相手を失い、なすすべをなくしたため	559	314	180	302	70	1,425
合 計	1,988	1,389	652	936	218	5,183

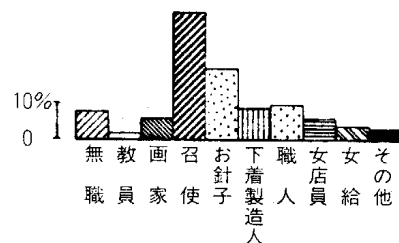
出所：A. Parent-Duchâtelet, *op. cit.*, p. 94.

図Ⅲ 無登録娼婦の職業

〔Ⅲ-a〕 パリ 1877-1887年
(6,342人)



〔Ⅲ-b〕 マルセイユ 1872-1882年
(1,000人)



出所：A. Corbin, *op. cit.*, p. 242.

(a.は Dr. Commenge, b. は Dr Mireur の研究による。)

図Ⅳ のちの私娼とその誘惑者（パリ）

●女性1人 誘惑された女性	誘惑者	召使	日雇労働者	農民	職人・親方	兵士	工業労働者	給仕係	店員・外交員	芸術家・画家	商店・工場の経営者	自由業従事者・学生	地主・年金生活者	企業・役所の管理職	勤め人
女中	●●●●●		●		●●●●●	●	●●●	●●●	●●●	●●	●●●	●●●			●●●
日雇労働者	●	●●			●●●								●		●
農婦															
下着製造人・洗濯女、 アイロン婦	●●	●			●●●●●		●		●	●	●●●	●●●	●		●●●
お針子		●			●●●●●	●	●●●	●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	●	●●●
他の職人			●		●●●●●	●	●●●		●	●	●	●●	●		●●
女工			●		●●●	●	●●●	●	●				●		●●
女給	●				●●						●				●
女店員					●●				●			●			●●
行商人					●●		●					●		●	●
画家・モデル					●					●		●			
教師												●			

出所：A. Corbin, *op. cit.*, p. 244. (Dr Martineau の研究による。)

人に誘惑され捨てられた女中、内縁関係が破綻しなすすべのなくなった者が3割を占める。次の二つの図（図Ⅲ-a・b）は、19世紀後半のパリとマルセイユに働く無登録娼婦たちの職業とその割合を示している。両都市とも女中がトップで30%以上、ついでお針子の20%となる。のちに私娼になるだろう誘惑された娘と、その相手の男性を表した図Ⅳを見れば、《主人——女中》《雇用者——女子労働者》の頻度が、他のいかなる組合せよりも高いことは明瞭である。

ちなみに、娼婦の父親の職業は、パラン・デュシャトレによると、日雇・使用人・靴屋などであって、貧しい労働者が多い⁽⁴⁸⁾。世紀後半のマルセイユの公娼についても同じである⁽⁴⁹⁾。貧困と売春のつながりが、いつの時

代でも深いことが改めて感じられる。

店に来る客のように美しく着飾ることに憧れを抱く女店員や、一度のキスで一カ月の賃金ほどの小遣いをもらった女中が、ぜいたくや楽な生活を求めて安易な道に走ったという事例も多々指摘され⁽⁵⁰⁾、女性側にも問題はあるのであって、男性だけに罪をきせるのは誤りであろう。しかし、下層の女性たちが一人生きてゆくには、あまりに弱い立場に置かれていた時代であったことは否定できない。以上のように、特に女中奉公と工場（あるいは単なる仕事場）は、娼婦の一種の養魚池のごとくなっていたのである。そして、子どもに対する犯罪の温床となっていたともいえるのではないだろうか。

自分の気晴しや、モラルを守るという使命感あるいは自己満足のために、娼婦の更生援助にひとつの慈善行為の場を見い出していたブルジョア女性たちが、つまりは、自分の夫たちの隠れた不道德な行為の後始末をしているのだという図式は、金銭第一の資本主義社会の皮肉な一面を表している。

第三節 捨子その後および里子制度

前節であげたケースのいずれにおいても、適切な避妊がなされていれば、望まぬ子どもを捨子や堕胎、嬰兒殺しの犠牲にすることはなかったであろう。避妊はどこでも古くから行なわれていたものの、媚薬とアンチモン混合の水薬など効果の疑しい薬と、また「膈外射精（あるいは性交中断）」が主であった。しかも、後者は、宗教上、「神を欺く方法」として長く非難の対象であり続けていたのである。しかしながら、宗教的な掟に反しつつも、「このような仕方での避妊が同時にかつ同速度で拡大していったとは考えられないが、18世紀に入ってマスの世界にも一定の広がりを見せ始めた」⁽⁵¹⁾ことは、研究者たちが確認しつつあるところである。

表Vは、20世紀初頭に、特に出生率の低かった4県（コート・ドール、ロット・エ・ガロンヌ、オルヌ、ヴィエンヌ）で実施された、「望まない出

表 V 望まない出産を避けるため「しばしば」用いる方法

田 舎	使 用 方 法	都会もしくは裕福な家庭
60%	性交中断	33%
18	洗 淨	25
8	犯罪となる墮胎	12
6	コンドーム	10
3	スポンジあるいはペッサリー	8
3	その他	6
2	「性的倒錯」	6

出所：F Ronsin, *op. cit.*, p. 196.

(Jacques Bertillon, *La dépopulation de la France*, 1911 に依拠。)

産を避けるための方法」についての調査の結果を示したものである。人びとの最も秘密にしたがる事がらであるにもかかわらず、156の回答が得られた。これで見ると、都会あるいは裕福な家庭と、田舎とでは、パーセンテージに違いはあるが、依然として性交中断が主たる避妊法であることがわかる。

避妊の失敗からか、あるいはその知識さえ全くなかったのか、またあるいは快楽に身をまかせるだけで将来への配慮をしなかったのか、いずれにしろ、できてしまった望まぬ子は、カップルの、そしてしばしば女性だけの苦悩の原因となる。墮胎されず、死産にもならず、無事に生まれた場合、たとえ正式の夫婦でも、たとえば貧しい労働者家庭では、その子を捨てるか、里子に出すか、家に置くかは状況しだいであった。正式な夫婦でないカップルを親にもった子つまり私生児の場合はどうか。労働者階級では、裕福な階級におけるよりも認知はかなりよく行なわれていたようだ⁽⁵²⁾。それは、労働者にとって、内縁と結婚がかけ離れたものでなかったからである。私生児を恥としなかった民衆とは異なり、モラルを重視するブルジョアは、これに反し、認知どころかその子の存在を知られてはならない。母子ともども捨てるか、子どもをよそに預けることになった。

パリでは、1881年から86年に里子に出された子どもの、新生児全体に占

める割合が一番高かったのは、ブルジョアの多い6区(1000人につき500人、パリ全体では381人)だが、嫡出・非嫡出に区別した場合も、私生児である里子が最多数だったのは、同じ6区であった。この点から、その大部分は未婚の母すなわち女中の子どもだったと考えられると、マルタン＝フュジェは述べる⁽⁵³⁾。また、1890年に、パリの病院で出産した未婚の母4624人中、ほぼ1/2の2354人が、料理女や下女等の召使であった⁽⁵⁴⁾。

同じ状況下の女子労働者についても事情は変わりなかったと思われる。ル・プレに従って、オーレが調査した一女子労働者は、リールの下着製造人であった。この女性は、妊娠を知ると自分を捨てて逃げた男の子どもをひとりでうみ育てている。未婚の母としての境遇やさまざまな誘惑に負けず、現在(1858年)に至っているのは、彼女自身の性格の強さによるだけでなく、兄弟が年間72フランの部屋代を負担してくれるなど、周囲の援助があったからである。未婚の母や私生児への偏見が強く、慈善も彼らに対しては一般の人びとに対するより割引かれていた当時の社会の矛盾は、調査を担当したオーレも問題視している⁽⁵⁵⁾。

さて、捨てられたり里子に出された子を待ちうける運命はいかなるものであったろうか。

捨子は、大多数が生後すぐに行なわれていた。18世紀初めのリヨンでは、生後1カ月未満が60%、そのうち40%は生後1、2日であり、1778年のパリでも80%が1カ月未満であった⁽⁵⁶⁾。子どもに親の記憶を残したり、親の側の愛情が強くなったりしないため、あるいはすぐに厄介払いしたい気持ちから、どの時代でも捨てる時期は早かった。

こうして、生後まもなく捨てられる子どもは、「トゥール」(や教会の門前その他)を出発点として、人生を歩み始めることになる。しかも、その人生は夜に始まるのであった。一日のうちで、「トゥール」が最も活躍するのは夜間だった⁽⁵⁷⁾。夜の闇が、親の行為を包みこみ隠してくれたのである。

救貧院に受けとられた子どもは、旧制度下では、すぐに番号札を首にか

けられ、すりかえ事故を防ぐと同時に、親が引き取りたいと申し出た場合、即座にそれに応じられるようにした。そして、氏名・年齢・捨てられた場所と日付・そのときの特徴、そしてあったならば添えられていた手紙などについて、わかる限りのことが、記録簿に記入された。全く何の情報もない子には、戸籍を作成し洗礼を施した。ついで、医師が、伝染病患者でないかどうかの診断をする。異常が認められなければ、施設に常駐の乳母に委ねられた。しかし、その乳母の数はきわめて少なく、パリ捨子収容病院 (l'hôpital des Enfants Trouvés de Paris) の例を見ると、1672年2人、1708年5人、1756年でやっと8人である⁽⁵⁸⁾。19世紀半ば、捨子施設に雇われる乳母は、多くが未婚の母であり、彼女らは賃金だけが目当てであったから、施設の子に愛情を持って接することは稀であった。同時に二人に授乳することも、乳母の不足や捨子の増加から、当然のように行なわれていたのである⁽⁵⁹⁾。

子どもたちは狭い部屋にぎっしり詰めこまれ、おしめや産着もせいぜい一日に一回しか替えてもらえなかった。いくつかの図版で見るところ、ルソーの非難したあの面倒な産着の習慣が、19世紀になっても長らく守られていたようで、それも子どもが一日中不衛生な状態のまま放置されたことの一因となっていたかもしれない。そうして、室内には悪臭と汚れた空気が充満するのであった。

19世紀初頭、捨子の養育は国家の義務と見なされるようになったが、数数の宗教団体が旧制度下に創設した救貧院のいくつかは残存し活動が続けている。そのひとつのサン・ヴァンサン・ド・ポール病院を描いた図版は、こうした宗教団体の施設のほうが、シスターたちの世話がゆきとどき、まだしも恵まれていたことをうかがわせてくれる。しかしながら、当時、一般的に、「病院」と名のつくあらゆる場所が人びとの恐怖の的となっていたように⁽⁶⁰⁾、捨子救貧院も決してその例にもれることなく、死と結びつけて考えられる陰惨な場所であった。収容後あまり日数を経ないうちに死亡す

る子が少なくなかったのである。しかし、それについては、収容以前の状況も考慮に入れねばならない。ある子どもたちは、墮胎を試みられたかも知れず、妊娠中や出産時も母親から必要な配慮さえされないことが多く、すでにからだが弱っていた。また、施設のない町や村の子は、18世紀末には「運搬人 meneur」と呼ばれた人物に背負われて、大都市の施設まで長旅をするのだった。メルシエは、その恐るべき光景を見事に伝えてくれる。「それは、新生児を3人ははいる詰め物をした箱に入れて背負って運搬する男だ。子どもたちは箱の中で、産着にくるまれ立った姿勢のまま、上から空気を吸うのである。男が止まるのは自分の食事をしたり、子どもにわずかな乳を吸わせるときだけ。箱をあけると一人は死んでいるのがしばしばだが、早くこの預り物から解放されたいとイライラしつつ、男は残った子どもと旅を続ける。病院に渡してしまうと、彼はすぐひき返し、自分の生活の手だてであるこの仕事を再び始めるのだ。」⁽⁶¹⁾ 19世紀にも、第一節で見たように、施設の数に限られていたから、子どもたちは同じ扱いを受けていた。

これらのさまざまな条件が重なり、実際、捨子の乳児期における死亡率は想像をこえる高さとなっている。18世紀末、普通でも子どもの死亡率が高く、1年未満での死亡がパリの郊外南部で17%、マルセイユで21%であったが、捨子については、それをはるかに上回り、たとえばルーアン90%、パリ82%である。19世紀にも一向に低下していない(90%)ことを、サンドランの研究が教えてくれる⁽⁶²⁾。

さて、一時的に施設の乳母に育てられた乳児は、乳母の不足を補うため、田舎の乳母のもとへ送られた。人工乳や動物の乳が試されたり、哺乳びんも考案されつつあったが、使用が認められ普及するには、パスツール等の功績を経て19世紀末を待たなければならず、人間の乳だけが信頼されていたのである。乳母に関しては、19世紀に一般家庭でもよく流行していた里子の習慣とあわせて考える必要がある。労働者家庭では妻の収入の、家計

に占める役割は大で、乳母の費用が賃金より安いとみれば里子に出した。ブルジョア階級は、かつての貴族をまねて「乳母」とかかわることで階級的威光を示そうとした。最も裕福な親は、里子に出すのではなく、乳母を自宅に住込ませる方法を選んだが、費用は里子に出すのに比べ倍にはなったから、雇える家庭は限られていた。田舎へ子供をひきとって帰る乳母がしだいに減少し、住込乳母が一般化するのには19世紀後半以後のことである⁽⁶³⁾。こうして、多くのブルジョアは、遠方の乳母より高い費用をかけて、近郊の乳母に子どもを預けるのであった。望むならばしばしば逢えて親の目が届くから、比較的安心だったわけである。その結果、競争の点からいっても経済面から見ても、捨子施設の子に残るのは遠くに住む乳母だけであった。彼らは、長くて危険な旅を余儀なくされたのである。

捨子にしろ一般家庭の子にしろ、それを預かる田舎の乳母の評判は概してよくない。住居の狭さと不衛生、子どもの世話と農作業の二重労働から生じる疲労と不注意、乳母の無教養、田舎での医学の遅れなど、当時の医師たちの非難は尽きないのである。その上、捨子の場合は、施設の負担軽減のため、離乳後もひき続き預けられていることが多かった。その際、養育手当は授乳期間より減額されるのが常で、それゆえ他の乳児も引受けようと、乳母たちは適切な離乳食も用意しないまま離乳を急ぐため、子どもの健康には好ましくなかった。また、第一節でも述べたように、手当だけもらおうと「トゥール」に子どもを捨ててしまう非人間的な乳母もいたのである。

19世紀の里子の死亡率は非常に高く、田舎での待遇のひどさを物語る。「『プチ・パリ les Petits Paris』すなわち地方へ里子に出されたパリの新生児のうち、生後1年内での死亡者は71%に達した(……)。」⁽⁶⁴⁾ ロンサンによれば、この状況は、19世紀末から20世紀にかけても改善されていない⁽⁶⁵⁾。

田舎で2～10歳ごろまで過ごした後、施設に戻された捨子たちは、しばしば、読み書き・宗教など少しばかりの教育を受ける暇も充分与えられな

いうちに、働ける年齢になればすぐ奉公に出された。18世紀末の主な受入れ先は農家であり、系累のないことで軍隊にも入れられたし、植民地への派遣案もあった。これらに加え、19世紀初めには、「工場主のもとへ（再び）捨子」することが公けに奨励される。安い労働力であるうえに、引受け先には仕事見習手当や服代などが支給されたのだから、雇用主にとっては、有利な就職斡旋所であった。しばらくして、公然となされるのはやめられたが、実際には何も変わっていない⁽⁶⁶⁾。農業や工業の労働力として雇われてゆく子どもたちのほかに、「不良少女・不良少年」となり、娼婦や無頼漢として墮落してゆくものもあったことを忘れてはならないだろう（売春の原因を示す表Ⅳ参照）。

望まれない子にとって、墮胎や嬰兒殺しは直接的な殺人であったが、捨子の運命を辿ってきた今、捨子や里子制度もまた、一種の間接的な子ども殺しとなっていたといっても過言ではないと思われる。農村での幼児養育業について著書の随所で言及しているモリス・ガルダンを紹介しつつ、ル・ロワ・ラデュリは、この「産業」の実態を示している。その箇所を引用し、この節の終りとしたい。「孤児院（あるいは都会の家庭）の子どもを一人預り、その子を乳房で、ついでスプ鉢で育てること、それは変哲もない田舎の乳母たちが、現金という楽しみを味わうチャンスなのである。あちこちに置かれた救貧院の子どもたちのおかげで、少額貨幣が、最も貧しい家々の中にまでとび回る。（……）かれら（子どもたち）は『貧民救済』の名のもとに、乳の出の良しあしに関わりなく、乳母に預けられ、その欲得に汚れた乳房や手の中で、預けられて数日後か、数週間後か、数カ月後に死んでいる。」ガルダンは、「子どもの遺棄＝斡旋が、じつは、組織的な嬰兒殺しにつながっており、それが当事者たちによってうすうす意識されていたか、もしくは完全に意識されていたことを明らかにした」のであった⁽⁶⁷⁾。

結びにかえて

捨子やさまざまな形の「嬰兒殺し」の背景に生きた人びとの姿は多様であった。結婚と内縁あるいは嫡出子と非嫡出子の区別はしないが、貧困ゆえにわが子を手元に置けない労働者たち、社会に認められない関係でありながら子どもをつくってしまった人たち、非合法な関係への依存や売春を抛り所としなければ生きていけなかった娘たち、そしてまた、これらの人びとの窮状を商売に利用したものたちがいた。こうして、子どもの悲惨を見てくるなかで、19世紀のフランス、とりわけ大都市の、繁栄の陰に時として忘れられ無視されがちな一面を垣間見ることになったのではないかと思う。

ところで、1980年に、子ども10人のうち1人、パリでは5人に1人が婚姻外から生まれた子であり、数字の上では、19世紀とそれほどの違いはない。しかし、前世紀との大きな相違点は、彼らは真の法的地位を獲得し、未婚の母とともにもはや恥ずべき存在でなくなっているということだ。未婚の父さえ増えつつあるという。また、「ユニオン・リーブル」型の結婚は、現代、一つの流行の域をこえるほど社会に受入れられるようになった。しかも、特に高等教育を受けたものに比率が高いというのである。だが、19世紀に、この形式の男女の結びつきがすでに、労働者階級のものであったこと、そして上層階級はそれを恐るべきものと見ていたことを、今思い返してみると、わずか一世紀あまりの隔りのうちに、なんという大きな意識の転換・社会の変化であろうかと、驚かずにはいられない思いである。

〔注〕

- (1) 槇村久子『女たちのヨーロッパ』勁草書房、1984年、129ページ。
- (2) 有地亨『フランスの親子・日本の親子』NHKブックス、1981年、208-209ページ。
- (3) 有地亨、前掲書、62-68ページ。

- (4) 槇村久子, 既出書, 129-130ページ。
- (5) エヴリーヌ・シュルロ, オデット・チボー編(西川祐子, 天羽すぎ子訳)『女性とは何か(下)』人文書院, 1983年, 356ページ。
- (6) 西川長夫, 天羽均, 宮島喬, 木下賢一, 大空博, 稲本洋之助『現代フランス生活情景』有斐閣選書, 1983年, 63ページ。これは, 1980年7月および翌81年2月に『ヌーヴェル・オブセルヴァトゥール』誌が発表した世論調査の結果の解析にあたったアンドレ・ビュルギエールの指摘である。
- (7) Anne Martin-Fugier, *La place des bonnes*, Paris, 1979, p. 306.
- (8) Jean Sandrin, *Enfants trouvés, enfants ouvriers*, Paris, 1982, p. 6.
- (9) Louis Chevalier, *Classes laborieuses et classes dangereuses*, Paris, 1958, p. 245, note 1.
- (10) 以上, 「トゥール」に関しては, A. Martin-Fugier, *op. cit.*, pp. 306-307; Fanny Faÿ-Salloy, *Les nourrices à Paris au XIX^e siècle*, Paris, 1980, pp. 62-66; J. Sandrin, *op. cit.*, pp. 76-82; Régine Pernoud, *Histoire de la bourgeoisie en France, 2. Les temps modernes*, Paris, 1981, pp. 268-269. 旧制度下の捨子数などについては, J. Sandrin, *ibid.*, p. 8sq; R. Pernoud, *ibid.*, p. 268 を参照されたい。
- (11) フィリップ・アリエス(杉山光信, 杉山恵美子訳)『〈子供〉の誕生』みすず書房, 1980年, 8ページ。
- (12) J. Sandrin, *op. cit.*, pp. 23-24. Claude Grimmer, *La femme et le bâtard*, Paris, 1983, p. 218.
- (13) L. Chevalier, *op. cit.*, p. 332.
- (14) A. Martin-Fugier, *op. cit.*, pp. 308-309.
- (15) Jacques Bertillon, *La dépopulation de la France*, 1911, cité dans Francis Ronsin, *La grève des ventres*, Paris, 1980, p. 194.
- (16) *Compte général de la justice criminelle*, 1880, cité dans A. Martin-Fugier, *op. cit.*, p. 313.
- (17) C. Grimmer, *op. cit.*, p. 217.
- (18) F. Ronsin, *op. cit.*, pp. 194-195. なお, フランスで妊娠中絶法ができるのは1975年である。
- (19) Cité dans A. Martin-Fugier, *op. cit.*, p. 313.
- (20) 詳細な数字については, L. Chevalier, *La formation de la population parisienne au XIX^e siècle*, Paris, 1961, p. 284.
- (21) Louis Girard, *Nouvelle histoire de Paris—la deuxième République et le Second Empire*, Paris, 1981, p. 136.
- (22) L. Girard, *ibid.*, p. 136.
- (23) 喜安朗『パリの聖月曜日』平凡社, 1982年, 162-164ページ。

- (24) Jean Bruhat, L'affirmation du monde du travail urbain, dans Fernand Braudel et Ernest Labrousse (éd.), *Histoire économique et sociale de la France*, tome III, vol. 2, Paris, 1976, p. 798, et J. Sandrin, *op. cit.*, p. 146.
- (25) J. Bruhat, *ibid.*, p. 798.
- (26) *Ouvriers des deux mondes* (études publiées par la Société d'Economie Sociale), 1983. 19世紀半ばから, Frédéric Le Play (1806-1882) の指導のもとに, 労働者の実態調査が行なわれ, 数々の事例が蒐集された。
- (27) J. Sandrin, *op. cit.*, pp. 148-149.
- (28) J. Sandrin, *ibid.*, pp. 139-140, および, 喜安朗, 既出書, 206-224ページと245ページ。
- (29) 託児所数については, F. Faÿ-Sallois, *op. cit.*, pp. 100-101 を参照されたい。
- (30) Michel Frey, Du mariage et du concubinage dans les classes populaires à Paris (1846-1847), dans *Annales, E.S.C.*, juillet-août 1978, pp. 803-829.
- (31) L. Chevalier, *Classes laborieuses...**op. cit.*, p. 388 et p. 391.
- (32) M. Frey, *op. cit.*, p. 804.
- (33) フレの作成した図・表のうち, ここでは, 必要と思われるものののみを示す。その他は, M. Frey, *ibid.*, pp. 824-825 および綴込みページ参照のこと。
- (34) 図Ⅱ-a は, 当時の資料 (主にサン・フランソワ・レジ会の資料) から経験的に算出したもの (calcul empirique), 図Ⅱ-b は, 数学的仮定により数式でわり出したもの (calcul mathématique) である。計算方法の詳細については, 826-829ページ参照のこと。
- (35) M. Frey, *ibid.*, p. 816 et p. 819.
- (36) L. Girard, *op. cit.*, p. 139 et F. Faÿ-Sallois, *op. cit.*, p. 66.
- (37) Adeline Daumard, *Les bourgeois de Paris au XIX^e siècle*, Paris, 1970, p. 170.
- (38) E. シュルロ, O. チボー編, 既出書, 271ページ; パウル・フリッシャウアー (関楠生訳) 『世界風俗史3——パリからピルまで』河出書房新社, 1983年, 114ページ; R. Pernoud, *op. cit.*, p. 387.
- (39) P. フリッシャウアー, 前掲書, 102-111ページ。
- (40) Alain Corbin, *Les filles de noce*, Paris, 1978, p. 171. 1840年におけるパリの娼館数はほぼ270であったが, 80年を過ぎるころには半減している。また, filles de maison と filles isolées の数の変遷については pp. 65-66.
- (41) A. Corbin, *ibid.*, p. 285.
- (42) 西川, 天羽, 宮島, 木下, 大空, 稲本, 既出書, 46ページ。
- (43) Emile Zola, *Au bonheur des dames* の女主人公の友達は愛人を持つことを当然と考え, 主人公にもそれをすすめている。
- (44) A. Martin-Fugier, *op. cit.*, pp. 329-331.

- (45) A. Martin-Fugier, *ibid.*, p. 320.
- (46) C. Grimmer, *op. cit.*, p. 155.
- (47) Alexandre Parent-Duchâtelet, *La prostitution à Paris au XIX^e siècle*, Paris, 1836 (1981).
- (48) 詳しい数については, *ibid.*, pp. 78-79 および p. 81 参照のこと。
- (49) A. Corbin, *op. cit.*, pp. 76-77.
- (50) A. Corbin, *ibid.* et A. Parent-Duchâtelet, *op. cit.*
- (51) 木村尚三郎, 志垣嘉夫編『概説フランス史』有斐閣選書, 1982年, 192-198ページ。
- (52) J. Sandrin, *op. cit.*, p. 156.
- (53) A. Martin-Fugier, *op. cit.*, pp. 372-373, note 12.
- (54) Viviane Aymé, *La domesticité féminine à Paris*, cité dans A. Martin-Fugier, *ibid.*, p. 294, et dans Jean-Paul Aron (éd.), *Misérable et glorieuse, la femme du XIX^e siècle*, Paris, 1980, p. 35.
- (55) *Ouvriers des deux mondes*, *op. cit.*, pp. 195-217.
- (56) J. Sandrin, *op. cit.*, p. 8.
- (57) F. Faÿ-Sallois の引用する当時の証言や図版は興味深い。*Op. cit.*, pp. 62-65.
- (58) J. Sandrin, *op. cit.*, pp. 38-39.
- (59) Alphonse Esquiros, *Paris ou les Sciences, les institutions et les mœurs au XIX^e siècle*, 1847, pp. 294-295, cité dans F. Faÿ-Sallois, *op. cit.*, p. 146.
- (60) 喜安朗, 既出書, 109-111ページ。
- (61) L. S. Mercier, *Tableau de Paris*, 1783. ちなみに, 《meneur》は, 19世紀には, 田舎の乳母と都会の親の仲介の役を務めたり, 乳母の斡旋もした。
- (62) J. Sandrin, *op. cit.*, p. 45 et p. 86.
- (63) 住込乳母やその賃金については, F. Faÿ-Sallois, *op. cit.*, p. 98 および pp. 108-117を参照されたい。
- (64) Monot, *De la mortalité excessive des enfants*, 1872, et J. Gélis, M. Laget, M.-F. Morel, *Entrer dans la vie*, cité dans F. Faÿ-Sallois, *ibid.*, pp. 73-74.
- (65) F. Ronsin, *op. cit.*, pp. 193-194.
- (66) J. Sandrin, *op. cit.*, pp. 73-85.
- (67) ル・ロワ・ラデュリ (樺山紘一, 木下賢一, 相良匡俊, 中原嘉子, 福井憲彦訳)『新しい歴史』新評論, 1980年, 218-219ページ。(Maurice Garden, *Lyon et les Lyonnais*.)